平成２２年（フ）第３２４号
北海道旭川市豊岡６条１丁目１番22号
債務者　齋藤佐由美（旧姓樋口・久田）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２６号
北海道上川郡比布町寿町３丁目１番１－３号
債務者　八重樫慎二
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３５号
北海道旭川市東光５条７丁目４番19号　貸家
債務者　菅原　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破 産 廃 止

平成１５年（フ）第４５７号
宮崎県都城市高木町7195番地
破産者　マインドエース製薬株式会社
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を補うに足りない。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３６号
鹿児島県南九州市知覧町郡4810番地22
破産者　里中美智子
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１９６９５号
東京都新宿区富久町10番19号
破産者　株式会社ダブルデジット
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９６９６号
神奈川県横浜市青葉区若草台11―59
破産者　濱田　義史
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７号
埼玉県日高市高萩1154番地５
破産者　有限会社ケイエイ・サービス
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４１号
埼玉県狭山市入間川１丁目17番15号
破産者　有限会社増田塾
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１０７号
長野県佐久市中込2951番地１
破産者　株式会社木村創建
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４７号
三重県志摩市阿児町立神1898番地
破産者　東谷　　淳
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
滋賀県草津市川原１丁目７番３号
破産者　有限会社スタッフシガ
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８９号
大阪市北区梅田２丁目２番２号ヒルトンプラザウエストオフィスタワー19階
破産者　株式会社プラゼ
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４５６号
札幌市北区北14条西１丁目２番５号
破産者　フジ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８８７号
札幌市北区新琴似10条15丁目９番22号
破産者　株式会社タナック
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３号
秋田県湯沢市吹張１丁目１番32号
破産者　合資会社佐幸商店
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第７２号
山形県長井市草岡3826番地１
破産者　有限会社タテイシ
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１４号
石川県鳳珠郡能登町字黒川25号８番乙地
破産者　花　　富之
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第１３７号
静岡県富士市錦町１丁目３番３―402号
破産者　小関　雅人
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４５号
兵庫県多可郡多可町中区安坂38番地の１
破産者　スギウラ石油有限会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部